

都 市 消 防 委 員 会  
說 明 資 料

平成29年9月22日

住 宅 都 市 局

## 目 次

	頁
1 久屋大通の再生について .....	1
(1) 検討の概要 .....	1
ア 経緯 .....	1
イ 「栄地区グランドビジョン」における久屋大通の位置づけ .....	2
ウ 「久屋大通のあり方」の概要 .....	3
(ア) 位置づけ .....	3
(イ) 久屋大通の課題 .....	3
(ウ) 久屋大通の再生における視点 .....	3
(エ) 北エリア・テレビ塔エリアの具体的な展開 .....	3
(オ) 北エリア・テレビ塔エリアの事業手法 .....	3
(2) 北エリア（北部園地）・テレビ塔エリア（中央園地）の公募の考え方 .....	4
ア 事業方針 .....	4
イ 事業手法等 .....	4
(ア) 事業手法 .....	4
(イ) 市と民間事業者との役割分担等 .....	4
(ウ) 計画の認定有効期間 .....	4
(エ) 特定公園施設の概算整備費 .....	4
ウ 公園の再生方針 .....	5
エ 公募対象公園施設に関する主な条件 .....	5
オ 特定公園施設に関する主な条件 .....	5
カ エリアマネジメントの推進 .....	5
キ ユニバーサルデザインの考え方 .....	6
ク 区域図 .....	7
(3) 今後の予定 .....	8
(4) 企業等からの問い合わせ状況 .....	10
(5) 庁内における検討状況 .....	11
ア 栄地区まちづくりプロジェクトチーム .....	11
(ア) 設置目的 .....	11
(イ) 所掌事務 .....	11
(ウ) 組織 .....	11
(エ) 内容 .....	12
イ 久屋大通の再生に関する課長級ワークショップ .....	13
(ア) 経緯 .....	13

(イ) 内容	13
(6) 久屋大通のあり方（案）に対する市民意見（抜粋）	14
(7) 久屋大通公園と名古屋城を結ぶ移動方法	15
2 屋外広告物条例の一部改正について	17
(1) 屋外広告物点検技能講習会	17
(2) 条例改正の根拠となる国の通知	18
ア 屋外広告物条例ガイドライン（案）	18
イ 屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項	18

# 1 久屋大通の再生について

## (1) 検討の概要

### ア 経緯

年 度	主な事項
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・「栄地区グランドビジョン」の策定・公表</li></ul>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・「久屋大通の再生（北エリア・テレビ塔エリア）に向けた整備の考え方」の公表</li><li>・久屋大通再生社会実験（使いやすいイベント空間の整備等）の実施</li><li>・「久屋大通再生シンポジウム」の開催</li></ul>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・久屋大通再生社会実験（地上と地下の連続性向上等）の実施</li><li>・久屋大通再生社会実験（エリアマネジメントの導入促進）の実施</li></ul>
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・久屋大通再生有識者懇談会（5回）の開催</li><li>・久屋大通再生社会実験（空間活用の一体化）の実施</li><li>・久屋大通再生有識者懇談会から「久屋大通のあり方」について市へ提言</li></ul>
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・久屋大通再生有識者懇談会（1回）の開催</li><li>・「久屋大通再生シンポジウム」の開催</li><li>・「久屋大通のあり方（案）」に対する市民意見募集の実施</li><li>・「久屋大通のあり方」の公表</li></ul>

イ 「栄地区グランドビジョン」における久屋大通の位置づけ

方針	公共空間の再生									
実現するための取組み	<p>久屋大通公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄地区を象徴する公共空間にふさわしい整備</li> <li>・沿道とより一体化するような空間形成</li> <li>・北から南まで一体的に活用できるような空間形成</li> <li>・広域避難場所としての防災機能強化</li> <li>・民間の経営感覚を活かした効率的で質の高い整備・管理運営</li> </ul>									
	地下空間									
	<p>地下空間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上の歩行者空間との連続性を強化</li> </ul>									
エリア別の空間イメージ	<p>「都会の安らぎ空間」 豊富な緑を活かした落ち着きのある憩いの空間を創出し、気軽に利用できる公園を目指します。</p> <p>「観光・交流空間」 テレビ塔のシンボル性を強化し、観光客や市民が広く交流できる公園を目指します。</p> <p>「にぎわいの空間」 大規模イベント空間の充実を図り、来訪者が集い楽しむことができる公園を目指します。</p>									
エリア別の達成目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2013年 (平成25年) 前期</th> <th>中期</th> <th>2027年 後期(平成39年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビ ジ 定 ヨ ン</td> <td>北・テレビ塔 エリア</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>南エリア</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	2013年 (平成25年) 前期	中期	2027年 後期(平成39年)	ビ ジ 定 ヨ ン	北・テレビ塔 エリア			南エリア	
2013年 (平成25年) 前期	中期	2027年 後期(平成39年)								
ビ ジ 定 ヨ ン	北・テレビ塔 エリア									
	南エリア									

## ウ 「久屋大通のあり方」の概要

### (ア) 位置づけ

今後、久屋大通の再生事業を推進していくために、その基となる久屋大通の将来を見据えたあるべき姿を示すもの

### (イ) 久屋大通の課題

- ・賑わいや魅力の低下
- ・公園に求められる健全な緑と大災害への対応
- ・道路によるまちの分断
- ・従来型の公園のあり方・使い方からの転換

### (ウ) 久屋大通の再生における視点

- ・都心の周遊ルートの重要性
- ・名古屋駅周辺地区と栄地区の機能分担
- ・公園周辺と久屋大通のあり方
- ・検討対象範囲拡大の必要性

### (エ) 北エリア・テレビ塔エリアの具体的な展開

集客と周辺の経済効果を 生み出す賑わいの創出	<ul style="list-style-type: none"><li>・魅力的な集客施設の導入</li><li>・使いやすいイベント空間の整備</li><li>・地上、地下の連続性の向上</li><li>・久屋大通公園としての景観のブランディング</li></ul>
安心・安全なまちづくりの 拠点としての防災機能の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・良好な樹木環境の整備</li><li>・ユニバーサルデザインの視点による整備</li><li>・広域避難場所としての防災機能の強化</li></ul>
車から人へ、人が主役の 「ヒューマンタッチ」なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・空間活用の一体化 (地域の理解を得ながら総合的に検討)</li></ul>
民間活力導入に向けた 新たな仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間活力の導入</li><li>・エリアマネジメントの導入</li></ul>

### (オ) 北エリア・テレビ塔エリアの事業手法

- ・民間活力の導入による持続的な管理運営
- ・管理運営における行政と事業者の役割分担
- ・行政が取り組むべき規制緩和
- ・「Park-PFI」の活用

(2) 北エリア（北部園地）・テレビ塔エリア（中央園地）の公募の考え方

ア 事業方針

- 名古屋大都市圏の中にふさわしい、質の高い都心部をつくる起爆剤として、久屋大通公園を再生する。
- 民間事業者が計画から管理運営までを一括して行い、地域全体の魅力向上や活性化を目指す。

イ 事業手法等

(ア) 事業手法

- Park-PFIにより、事業対象区域における公募対象公園施設の整備・運営と併せて、特定公園施設の整備を行う事業者を選定し、その計画を認定する。
- 特定公園施設は、指定管理者制度により管理運営する。

(注) 1 公募対象公園施設とは、飲食店・売店の便益施設等をいう。

2 特定公園施設とは、園路や広場等の公園施設をいう。

(イ) 市と民間事業者との役割分担等

項目		公募対象公園施設	特定公園施設
整備	実施主体	民間事業者	民間事業者
	費用負担	民間事業者	市（一部民間事業者）
	市と民間事業者との関係	許可	市へ譲渡
管理運営	実施主体	民間事業者	民間事業者
	費用負担	民間事業者	市
	市と民間事業者との関係	許可	指定管理者の指定

(ウ) 計画の認定有効期間

20年間

(エ) 特定公園施設の概算整備費

30億円（うち1割以上は民間事業者が負担）

## ウ 公園の再生方針

北エリア 「都会の安らぎ空間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑などの資産を活かした公園</li> <li>・誰もが使いやすい公園</li> <li>・安心・安全な公園</li> <li>・沿道と一体化した公園</li> </ul>
テレビ塔エリア 「観光・交流空間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人々が集う魅力的な公園</li> <li>・誰もが使いやすい公園</li> <li>・地上と地下がつながる公園</li> <li>・安心・安全で緑豊かな公園</li> <li>・沿道と一体化した公園</li> </ul>

## エ 公募対象公園施設に関する主な条件

種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便益施設等</li> </ul>
建築面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体で5, 400m<sup>2</sup>以内 (各エリア最低500m<sup>2</sup>以上)</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則2階建以下かつ建築物の高さ12m以下</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力や利便性の向上に資するもの</li> <li>・周辺地域や景観との調和</li> <li>・あらゆる人々が利用しやすいユニバーサルデザインの視点</li> </ul>

## オ 特定公園施設に関する主な条件

整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア内を周遊できる園路の整備</li> <li>・イベントや憩いの場など多目的に活用できる広場の設置</li> <li>・樹木を健全な状態へ回復するための適正な配置</li> <li>・園路等の拡大と見通し確保のための植栽帯の撤去</li> <li>・まちの木広場の改修</li> <li>・地上と地下の連続性を強化する昇降機の設置</li> <li>・姉妹都市モニュメントの再配置による有効活用</li> <li>・公園利用者のための自転車駐車場の整備</li> <li>・あらゆる人々が利用しやすいユニバーサルデザインによる施設整備</li> </ul>
管理内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い公園を維持するための管理</li> <li>・イベント開催に伴う事務手続及び管理</li> <li>・観光バス乗降場の管理</li> </ul>

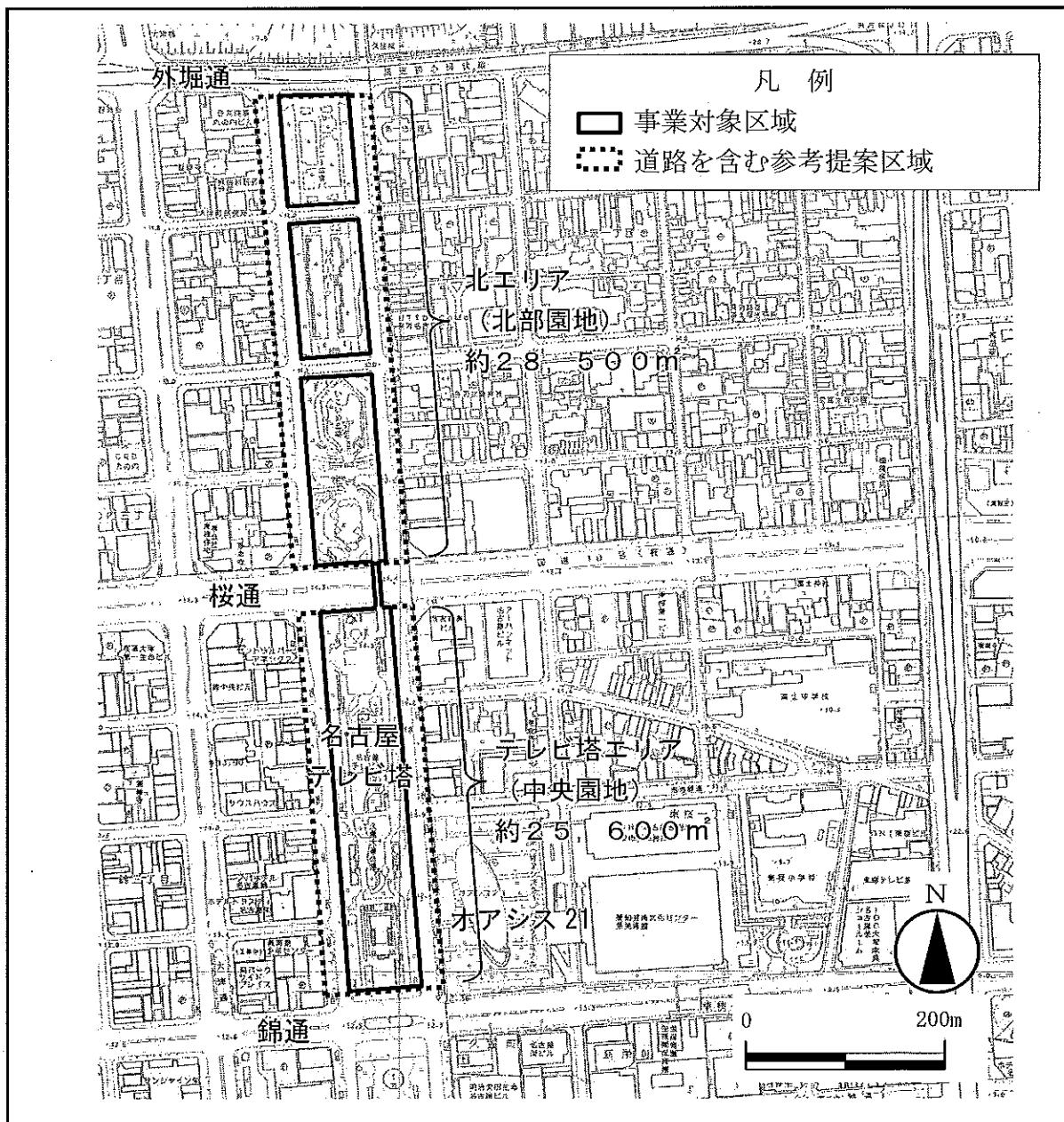
## カ エリアマネジメントの推進

- ・整備時や管理運営時における地域等との連携・協力
- ・まちの魅力向上につながる歩道の有効活用
- ・名古屋テレビ塔、セントラルパーク及び森の地下街との連携・協力

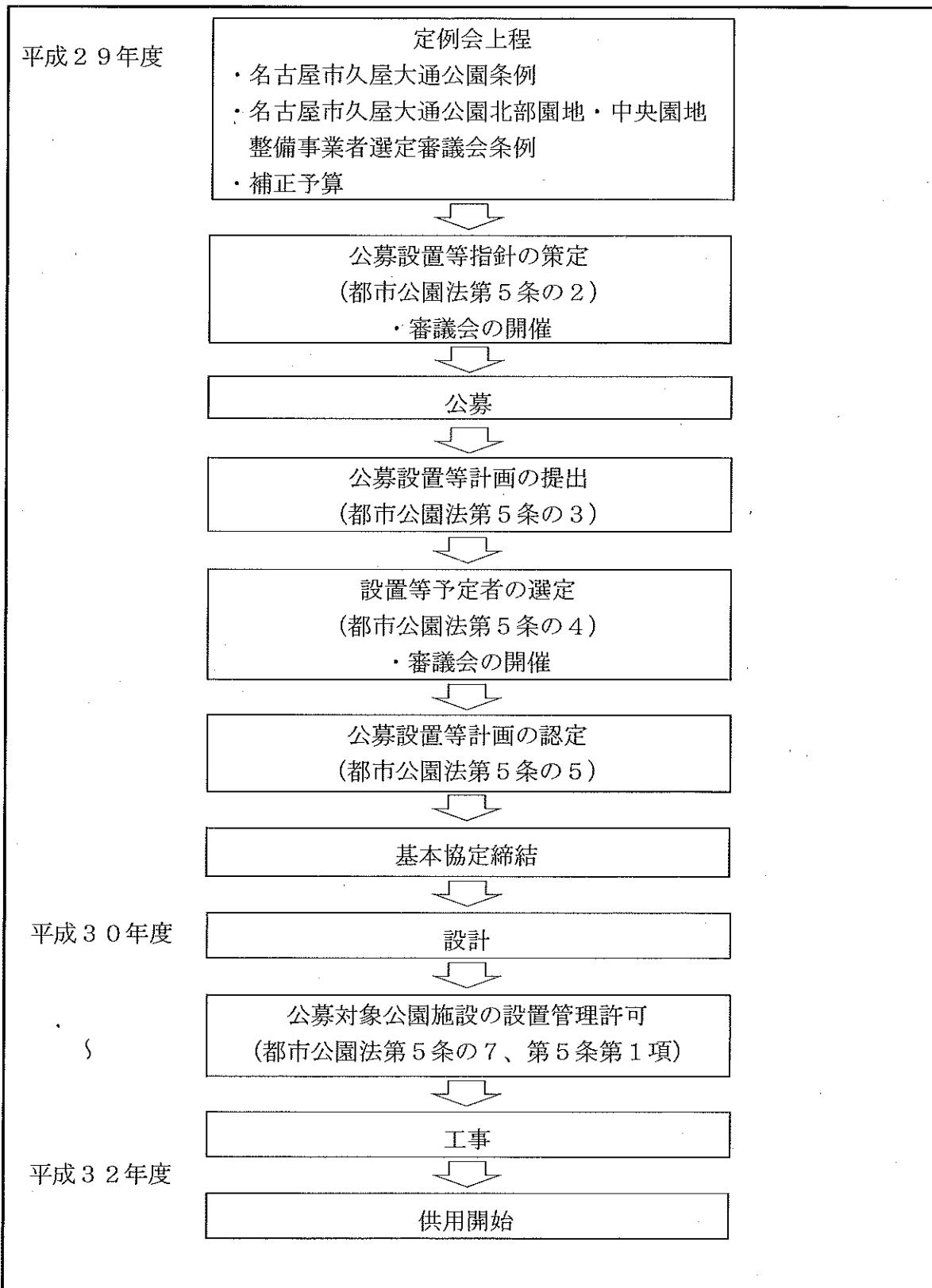
## キ ユニバーサルデザインの考え方

方針	福祉都市環境整備指針に基づき、年齢の違いや障害の有無にかかわらず、すべての市民の誰もが使いやすい、行動しやすい施設（公募対象公園施設を含む。）として整備する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 園路及び広場を設ける場合、そのうち1以上は、駐車場を含む公園施設に接続するものとする。</li><li>・ 園路の縦断勾配は4%以下を標準とし、有効幅員は原則180cm以上とする。</li><li>・ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差をつけない。やむを得ず段差をつける場合は、スロープを併設する。</li><li>・ 車いす使用者、オストメイト、乳幼児連れの方などの使用に配慮した多機能トイレを設置する。</li></ul>

夕 区域図



(3) 今後の予定



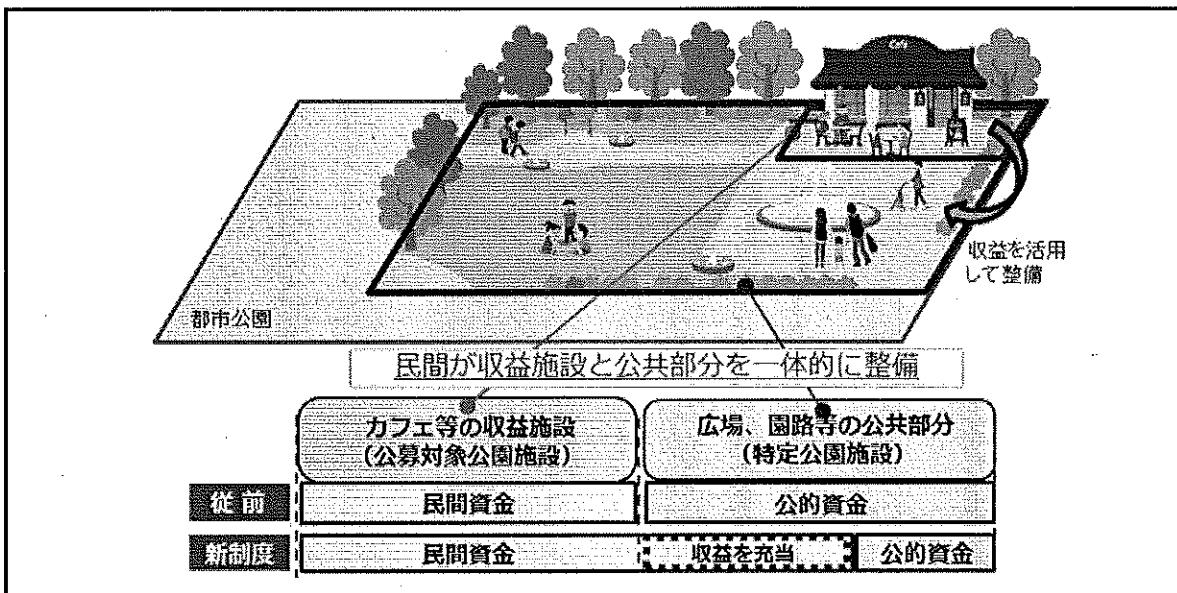
- (注) 1 公募設置等指針とは、公募に当たり各種募集条件等を定めたものをいう。
- 2 公募設置等計画とは、応募民間事業者が公園管理者に提出する計画をいう。

(参考) Park-PFIについて

ア 制度の概要

Park-PFIは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般的な公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

イ 制度のイメージ



ウ 特例措置

- ・設置管理許可期間の特例
- ・建ぺい率の特例
- ・占用物件の特例

(4) 企業等からの問い合わせ状況

件 数	38件
主な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募スケジュール</li><li>・事業範囲</li><li>・参加資格要件</li><li>・事業費</li><li>・収益施設の建築面積</li><li>・エリアマネジメントの内容</li></ul>

(5) 庁内における検討状況

ア 栄地区まちづくりプロジェクトチーム

(ア) 設置目的

名古屋都心の中心核である栄地区について、にぎわいと魅力ある都心を目指すため、「栄地区まちづくりプロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(イ) 所掌事務

プロジェクトチームは、次に掲げる事項を検討及び推進する。

- ・栄地区のまちづくりの方針に関すること
- ・久屋大通の整備に関すること
- ・民間活力を活かした栄地区の魅力向上に関すること
- ・その他必要と認めること

(ウ) 組織

区分	構成員
栄地区まちづくり プロジェクト 関係局長会議 (以下「関係局長 会議」という。)	委員：新開副市長、堀場副市長、伊東副市長、 関係局長（防災危機管理局、市長室、総務局、財政 局、市民経済局、観光文化交流局、住宅都市局、緑政 土木局、東区役所、中区役所、教育委員会、消防局、 交通局） 事務局：都市活性監、住宅都市局参事（栄開発等）、 住宅都市局リニア関連都心開発部主幹（栄）
プロジェクト チーム会議	座長：住宅都市局参事（栄開発等） 副座長：観光文化交流局観光交流部長 委員：関係局の部長級（防災危機管理局、総務局、市民経済 局、観光文化交流局、住宅都市局、緑政土木局、東区 役所、中区役所、教育委員会、消防局、交通局） 事務局：住宅都市局リニア関連都心開発部主幹（栄）
プロジェクト チーム幹事会	委員：関係局の課長級（防災危機管理局、総務局、市民経済 局、観光文化交流局、住宅都市局、緑政土木局、東区 役所、中区役所、教育委員会、消防局、交通局） 事務局：住宅都市局リニア関連都心開発部主幹（栄）

備考 平成29年6月1日現在

(Ⅰ) 内容

年 度	区 分	主な内容
平成 24 年度	関係局長会議（3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄地区まちづくりプロジェクトチームの設置</li> <li>・栄地区グランドビジョン懇談会の設置及び開催</li> <li>・「栄地区グランドビジョン（素案）」</li> </ul>
	プロジェクトチーム会議（2回）	
	プロジェクトチーム幹事会（3回）	
平成 25 年度	関係局長会議（3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「栄地区グランドビジョン（案）」</li> <li>・久屋大通の再生（北エリア・テレビ塔エリアの整備）</li> <li>・久屋大通の再生（社会実験の実施）</li> </ul>
	プロジェクトチーム会議（3回）	
	プロジェクトチーム幹事会（4回）	
平成 26 年度	プロジェクトチーム会議（1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄地区グランドビジョンの推進における久屋大通の再生</li> <li>・久屋大通再生社会実験の結果</li> </ul>
	プロジェクトチーム幹事会（2回）	
平成 27 年度	プロジェクトチーム会議（1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）事業計画</li> </ul>
	プロジェクトチーム幹事会（1回）	

イ 久屋大通の再生に関する課長級ワークショップ

(ア) 経緯

- ・平成24年度に、栄地区グランドビジョンの検討に併せ、緑政土木局内の関係所属が久屋大通に関する課題・可能性等について議論し、情報を共有するために設置
- ・平成27年度からは、住宅都市局も毎回参加し、情報共有及び意見交換等を実施

(イ) 内容

年 度	回 数	主な内容
平成27年度	3回	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備計画（案）について</li><li>・車線減等について</li></ul>
平成28年度	7回	<ul style="list-style-type: none"><li>・有識者懇談会の設置及び開催</li><li>・車線減の実施検討（社会実験の実施）</li><li>・民間事業者の公募に向けて</li></ul>
平成29年度	2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・「久屋大通のあり方（案）」</li><li>・シンポジウムの開催</li><li>・北エリア・テレビ塔エリアの公募の考え方</li></ul>

(6) 久屋大通のあり方（案）に対する市民意見（抜粋）

事 項	主な内容
南北道路の車線減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時渋滞になる可能性が十分ある。車道を一車線にするメリットは全くない。</li> <li>・南北各3車線の道路は災害対策などを考慮し維持して欲しい。狭くしたら緊急車両が通れず、有事に不都合となる。</li> <li>・3車線もあってまっすぐなので、通る車もスピードも出しておらず、信号待ちの時もあぶない事があります。是非1車線にして下さい。</li> <li>・公園と近くなることで沿道の店舗も素敵になり沿線のまちにとってもプラスになる。</li> </ul>
東西道路（京町通・魚ノ棚通）の公園化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東区から中区へ、又、中区から東区へ通じる道路は非常に利便性が高く、閉鎖すると迂回しなければならなくなり不便になるので、現状を維持すべきと思う。</li> <li>・魚ノ棚通りは交通量も多く、閉鎖するというのは地域の交通に悪影響が出ます。</li> <li>・広い明るい公園にして、東西道路も全部公園にしてください。</li> <li>・京町通、魚ノ棚通ともに閉鎖して人が歩く動線を続けてほしい。</li> </ul>
自 転 車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の放置について、久屋大通沿いには、決められた駐輪エリア無いため、バラバラに駐車してある。桜通のように、無料の駐輪エリアを多く設けると良い。</li> <li>・違法駐輪が多いので駐輪場を作ってほしい。</li> </ul>

(7) 久屋大通公園と名古屋城を結ぶ移動方法



## (参考) 久屋大通のあり方 (抜粋)

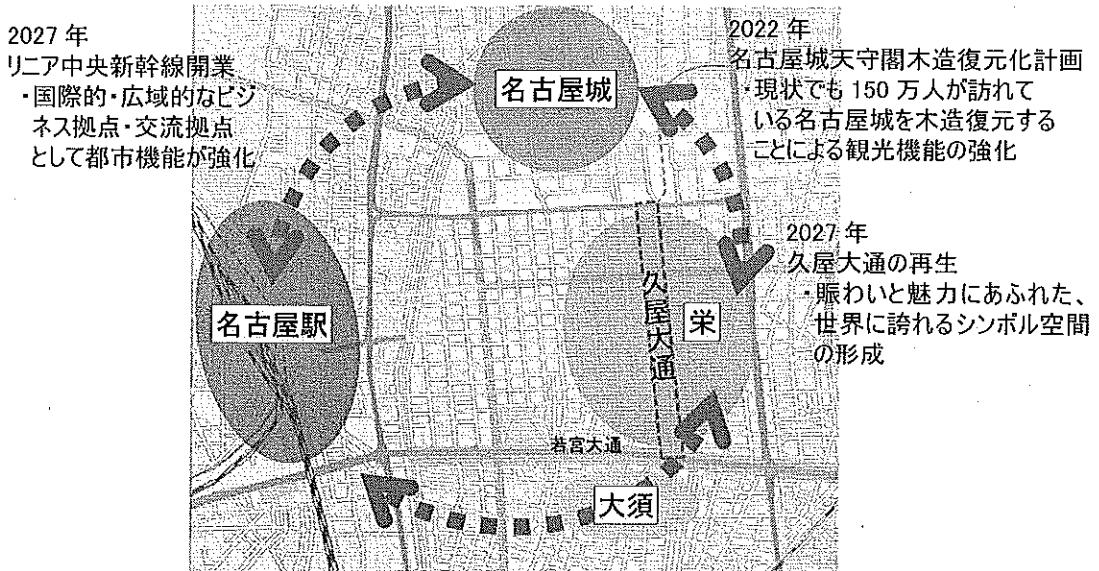
### 第3章 久屋大通の再生における視点

久屋大通が抱える課題を解決していく上で、2027年のリニア中央新幹線開業なども踏まえ、名古屋を一体的に見た戦略の中での久屋大通をどう位置付けていくのかという視点が重要です。

そこで、久屋大通の再生を考える上で必要となる視点について、以下に整理します。

#### 3-1 都心の周遊ルートの重要性

多様な賑わいの拠点それが、ばらばらに存在しており、人々が歩いてゆったり周遊できる形態になっていません。そこで、それぞれの役割をとらえ、周遊ルートを意識しながら久屋大通のテーマ性を明確に打ち出していくことが必要です。



## 2 屋外広告物条例の一部改正について

### (1) 屋外広告物点検技能講習会

事 項	内 容	
目 的	一般社団法人日本屋外広告業団体連合会と公益社団法人日本サイン協会が共催で、公益目的事業として、屋外広告物の点検に関する知識を、講習を通じ屋外広告物の制作・施工に携わる業者に普及するため実施する。	
実 施 者	名 称	設立目的
	一般社団法人 日本屋外広告業 団 体 連 合 会	屋外広告業界の融和、協調の下に、屋外広告業の健全な発展と屋外広告物制度に関する知識の普及を図り、もって国土の良好な景観形成並びにわが国産業経済の繁栄に寄与することを目的とする。
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する事業所が手掛けた屋外広告物工事のうち、受講者が関連した工事履歴件数が10件以上の者</li> <li>・受講者の屋外広告物工事経験年数が5年以上の者 等</li> </ul>	
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習科目 点検基準、材料特性、構造特性、電気特性、法規条例、点検の準備手順、看板種類毎の点検ポイント 等</li> <li>・効果測定 講習の最後に、効果測定を実施</li> </ul>	
開催実績	全国で17回	
修了者数	全国で1,751名	
受 講 料	12,000円	

(注) 1 開催実績は、平成28年12月2日から平成29年7月31日までの合計

2 修了者数は、平成29年7月31日現在

(2) 条例改正の根拠となる国の通知

ア 屋外広告物条例ガイドライン（案）

（管理義務）

第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに關し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（点検）

第19条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に關し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

備考 国土交通省通知（屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について）より抜粋

イ 屋外広告物条例ガイドライン（案）運用上の参考事項

第8の3 条例ガイドライン案第19条の2関係

2 第1項の「これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者」としては、屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等が考えられる。

備考 国土交通省通知（屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正について）より抜粋

